

法律ができていたことを知っていますか？

糸島地区人権擁護委員 末継 江里子

部落差別解消推進法

「え？ 新しい法律ができていたんですか？ 知らなかったです」。その法律とは、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」です。平成28年12月に公布、施行されました。8年も前にできていたことにもびっくりです。

法律は簡単にできるわけではない。部落差別をなくそうとするさまざまな団体があらゆる努力を続けながら、国に働き掛けていたのだと思います。私がかつて、小学校6年社会科で「江戸時代の身分制」について指導する立場にいたことがあります。どのようにして歴史的過程で身分制度がつくられていったのかを学習しながら、保護者にも理解してもらえよ

うに、研修会を開いていました。この子たちが大人になれば、きっと部落差別はなくなっていくに違いないと思っていました。

差別の実態は？

部落差別に関する正しい理解が進む一方で、インターネット上で特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷などの差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場面における差別的取り扱いの事案が発生したりするなど、偏見・差別意識は依然として残っており、またインターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には、差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

つまり、部落差別は過去のことではないのです。

差別のボタンは渡さない

法務省の人権擁護機関では、部落差別解消のため、部落差別解消推進法の施行を周知するとともに、啓発動画を配信するなどの各種人権啓発活動に取り組んでいます。おかげで部落差別に関する正しい理解が進んでいますが、たとえ正しく理解していても、なかなか行動できないときもあります。自分の思い

を伝えることができるコミュニケーション能力も大切です。

でも、「おかしい！これは人権侵害だ」と思ったら、短くてもいいので、自分の言葉で発信していく必要があると思います。

左のポスターは熊本県が制作したものです。タイトルの「差別のボタンは渡さない」や、吹き出しの言葉は分かりやすく、素晴らしいと思いました。

たとえこのポスターの言葉どおりでなくても、自分の言葉で差別を断ち切ることが大切ではないでしょうか。



熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課制作 (令和4年度人権啓発資料法務大臣表彰 最優秀賞 受賞)